

役員等報酬規程

社会福祉法人
実寿穂会

令和4年12月1日

社会福祉法人実寿穂会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人実寿穂会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 理事には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬、賞与、退職手当の支給はしない。
 - (2) 常勤の理事については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (3) 非常勤の理事については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤の理事に対する退職手当は、理事として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤の理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額。
- (2) 賞与については給与規程に基づき支給する。
- (3) 退職手当については退職規程に基づき支給する。
- (4) 通勤手当については給与規程に基づき支給する。

(非常勤の理事の報酬等の算定方法)

第4条 理事長の命を受け、法人および施設のための職務を行った場合の、非常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額。
- (2) 非常勤の理事が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(費用弁償)

第5条 非常勤の役員等が、理事長の指示又は理事会の委託を受け、理事会への出席、評議員会への出席、監査の実施の業務を行う場合、別表3の費用を弁済する。なお、交通費の実費が別表3に記載の費用弁済の額を超える場合は、旅費規程に基づき、そ

の実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しない。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成19年7月28日より施行する

この規程は、平成26年12月28日より一部改正する

この規程は、平成29年4月1日より一部改正する

この規程は、令和4年12月1日より全面改正する

別表1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額	備考
常務理事	なし	施設長兼任のため

別表2（非常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額	備考
理事長	なし	
理事	日額 25,000円	法人および施設のための職務を行った場合 (1ヶ月あたり1日～3日以内の勤務の場合は 勤務日数に応じ日当で支払う)
	月額 100,000円	法人および施設のための職務を行った場合 (1ヶ月あたり4日以上勤務の場合は 月額の定額で支払う)

別表3（費用弁済）

理事会及び評議員会に出席した場合

地区	費用弁済の額	備考
長崎県内	日額 10,000円	理事長および常勤の役員には支給しない
長崎県外	日額 18,000円	

監事が監査を実施した場合

地区	費用弁済の額	備考
長崎県内	日額 10,000円	
長崎県外	日額 18,000円	